

学生の課外活動に関する規程

運営委員会

平成22年7月7日制定

第1章 総則

第1条 本規程は、愛知東邦大学（以下、本学という）の学生が課外において行う活動のうち、クラブ・サークル（以下、団体という）を通じた活動（以下、部活動という）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 団体

第1節 総説

第2条 団体は、本学教育活動の一環として課外活動が位置づけられていることに鑑み、これに反するような営利活動、政治活動、宗教活動等を行ってはならない。

第3条 団体以外の者は、本規程に基づき本学によって認証された団体と誤認される名称の使用や行動をしてはならない。

第4条 団体は、部活動に係る活動に支障のない範囲で、かつ事前に本学の認証を得た場合には部活動以外の活動をすることができる。この場合に当該活動によって収益が生じた場合には、詳細を本学に報告するとともに、当該収益を団体のため以外に使用してはならない。

第5条 団体として設立を許可された場合には、遅滞なく登録をしなければならない。

2 前項の登録が完了した旨の通知が設立申請者に到達するまでは、団体は活動をすることができない。

第6条 本規程に関する事項は学生に関する事項を担当する全学委員会および担当事務局内の部署（以下、それぞれ委員会および担当部局という）が所管する。

第2節 設立

第7条 新たに団体の設立を申請しようとする者（以下、設立申請者という）は、担当部局を通じて次に掲げる書類を添付した課外活動団体設立申請書（以下、設立申請書という）を本学に提出した上で、本学による認証を受けなければならない。

- (1) 設立趣意書
- (2) 団体規約
- (3) その他必要な書類

イ 代表者、会計責任者、部長の名簿（氏名および住所又は居所、電話番号・電子メール等の緊急連絡先を記載したもの。なお、本学専任教員・職員については氏名のみで足りる）の原本

ロ 本学による当該団体の設立によって就任することになる部長の署名・捺印のある就任承諾書の原本

ハ 当該団体に所属する学生全員の氏名・学籍番号、住所又は居所、電話番号・電子メール等の緊急連絡先

第8条 前条の設立申請書を受領した担当部局は、遅滞なく委員会に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた委員会は、遅滞なく設立申請に関する審議を行なうものとする。
- 3 設立申請の内容を審議するにあたって必要と認める場合には、委員会は設立申請者による説明を求めることができる。
- 4 委員会による審査によって設立が可とされた場合には、遅滞なく学長の承認を得る手続きを行うとともに、各学部教授会に対して審査結果を報告しなければならない。
- 5 委員会は当該設立申請を不可とした場合には、理由を記載した書面をもって申請者に対して結果を通知しなければならない。

第3節 日常的活動

第9条 団体には以下の役職者を置かなければならない。

- (1) 代表者
- (2) 会計責任者
- (3) 部長

- 2 前項に関して、代表者および会計責任者には本学学生が、部長には本学専任教員・職員が充てられなければならない。
- 3 本条1項に定める者が欠けた場合には、遅滞なく前項に該当する者を以て補充しなければならない。
- 4 当該団体が対外試合等を行うために必要な手続きをする際に、上記の役職者を別の名称で呼称するときには、使用される名称とその名称を使用する役職者について委員会に書面にて届け出をしなければならない。

第10条 団体は必要と認める場合には、指導者を置くことができる。

- 2 指導者を置こうとする団体は、本規程第12条2項でいう団体規約中に定める手続きを経て団体内の意思決定手続きを行い、かつ部長の同意を得たことを証する署名・捺印のある本学所定の指導者認定申請書を本学に対して提出し、委員会による審議を経なければならない。
- 3 委員会は指導者の設置の判断に当たっては、当該団体に指導者を置くことの必要性のみならず、指導者にしようとする者へ支払うべき報酬や当該団体の活動への寄与度等を勘案して相当であることを踏まえなければならない。
- 4 指導者は、当該団体の目的を達成するために必要とされる構成員への技量等の指導および本学が必要と認める事項を遂行することをその職務内容とする。
- 5 指導者が職務を遂行するにあたっては、本学学則等の関係諸規程や委員会によって指定さ

れた方式に基づき定期的に部長へ報告しなければならない。

- 6 指導者は部活動が本学の教育活動の一環として行われていることを強く認識したうえで本学学則等の関係諸規程および関連諸法規等を遵守して行動しなければならない。
- 7 指導者は、部長および委員会・担当部局による求めがあった場合には、それぞれが指定する方式によって遅滞なく対応しなければならない。

第10条の2 団体は必要と認める場合には、副部長を置くことができる。

- 2 副部長を置こうとする団体は、本規程第12条2項でいう団体規約中に定める手続きを経て団体内の意思決定手続きを行い、かつ部長の同意を得たことを証する署名・捺印のある本学所定の申請書を本学に対して提出し、委員会による審議を経なければならない。
- 3 委員会は副部長の設置の判断に当たっては、当該団体に副部長を置くことの必要性のみならず、当該団体の活動への寄与度等を勘案して相当であることを踏まえなければならない。

第11条 代表者は以下の各号に定める事項を行う。

- (1) 当該団体が日常的に活動するにあたって必要な事項
 - (2) 当該団体が本規程における団体として活動するために求められる諸手続き
 - (3) その他、当該団体の活動等にあたって必要な一切の事項
- 2 会計責任者は以下の各号に定める事項を行う。
- (1) 当該団体が本学から求められる予算執行等の会計に関する事項
 - (2) 団体内における金銭の管理等に関する事項
- 3 部長は以下の各号に定める事項を行う。
- (1) 本学において当該団体の活動が教育の一環として行われていることを踏まえた教育・指導
 - (2) 当該団体の構成員および指導者が法令等の社会規範、本学学則等のおよそ本学関係者が遵守することが求められている規範から逸脱しないようにするために必要とされる監督および措置
 - (3) 当該団体の活動状況について団体の構成員および指導者に対する調査を含む日常的な状況把握
 - (4) 当該団体の活動状況についての本学への報告
 - (5) その他本学が必要と認める事項に対する対応
- 4 副部長は、部長と共同して本条3項に定める職務を遂行するものとする。
- (1) 前項の場合において、部長と副部長は具体的な職務遂行に当たって、それぞれが主として担当する部分を書面によって担当委員会委員長に届け出た場合に限り、職務を分掌することができる。この場合には部長および副部長は相互に連絡を取り合うことで課外活動団体の状況を把握するようにしなければならない。
 - (2) 副部長の場合は、本規程第9条2項の規定を準用する。

第12条 団体の運営にあたっては関係者各位が相互の人格を尊重したうえで、民主的な手続きがとられなければならない。

- 2 団体は意思決定の方式等について団体規約中に定めを置き、当該団体の構成員全員に対して明確に周知する責任を負う。

第13条 団体は委員会、担当部局および委員会が指定する者が、随時、その活動状況を把握できるようにする義務を負う。

- 2 団体は年度末に本学に定める方式によって活動状況報告および会計報告を本学に提出しなければならない。ただし、サークルは活動状況報告のみとする。

第3章 活動承認期間およびその継続手続き

第14条 団体の活動承認期間は、以下の通りとする。

- (1) 当該団体の設立が初めて承認された年度にあつては本学による承認通知のあつた日より、当該承認のあつた年度の末日までの期間
- (2) 当該団体が年度当初の時点ですでに設立されその活動の継続が承認されている場合には、継続が承認された日より当該年度の末日までの期間

第15条 団体が活動の継続を希望する場合には、本規程第13条2項所定の報告を本学に対してなすとともに、本学が定める期間内に担当部局に対して団体活動承認継続願を提出しなければならない。

- 2 委員会は前項の団体活動承認継続願が提出された場合には、遅滞なくその可否を審議するものとする。委員会において結論が導き出せない事情のある場合には、遅滞なく委員会委員長は学長に対してその旨を報告するとともに、関係学内機関に対して審議することを求めなければならない。
- 3 前項の審議の結果は、書面にて団体に通知するとともに、委員会は学長、各学部教授会に対して報告をしなければならない。

第4章 委員会の調査権等

第16条 委員会は、団体に対して通常求められている報告の他に、活動状況その他の事項について適宜調査をすることができる。

- 2 前項の調査を受けた団体は速やかに委員会が求める方式にて回答をしなければならない。
- 3 調査の結果、団体が関係諸法令・本学学則・本規程等に違反することが判明した場合には委員会は、当該団体に対して是正の勧告をするとともに、必要な教育的指導等の措置を講ずるものとする。
- 4 本条2項に定める回答を求められた団体が、回答に必要な期間を経過しても回答をなさない場合には、委員会は当該団体に対して代表者等の変更等の必要な勧告をするものとする。
- 5 前項に定める勧告の後も状況が改善されない場合には、委員会は当該団体の活動停止の決定もしくは当該団体の解散提案の学長への上申を決定しなければならない。

- 6 前項の審議については、本規程第8条2項ないし5項に定める手続きに準拠して実施するものとする。

第5章 雑則

第17条 本規程およびその細則において定められている通知については、団体が届け出ている部長および代表者の連絡先に対して為すとともに、不在・受領拒絶等の場合には配達を証明する郵便によって書面を送付し相手方の支配下に入ったと社会通念上認められる状況となった場合には、通知をしたものと見なす。

第18条 本規程において委員会での審議を除き、委員会の権限とされているものについては委員長に当該権限を授権することができる。

- 2 前項の場合には、委員長は事前または事後に委員会に報告をしなければならない。

第19条 委員会は、第9条に定められた者に対して本規程の記載された書面を交付してその内容を直接に告知しなければならない。

- 2 前項の場合、第9条に定められた者は当該書面の交付を受けたこと、およびその内容を理解したことを示す書面を提出しなければならない。

第20条 委員会は、当該団体が本規程に定める手続きを行っていない場合、一時的に団体に対して認められる全部または一部の権限について停止することができる。

- 2 前項の場合で、その期間が長期に及ぶ場合には委員会は当該団体の設置の取消等を決定することができる。

第21条 本規程以外に別段の定めが置かれている場合には、本規程の定めと異なる部分について当該別段の定めが優先的に適用される。

- 2 本規程を実施するにあたって必要な事項は、それぞれ規則等によって定める。

第6章 経過措置

第22条 本規程が効力を有する前より第9条に定められる役職にあった者についても、新たに当該役職に就いた者とみなす。

附則

- 1 本規程中の委員会とは、学生委員会、担当部局は学生課とする。
- 2 この規程は、平成22年7月7日から施行する。
- 3 本規程の施行と同時に、課外活動に関する規則（平成21年2月18日制定）および課外活動団体取扱内規（平成21年2月18日制定）は廃止する。
- 4 この規程は、改正（第7条、第10条、第10条の2、第11条）により平成23年4月1日から施行する。

- 5 この規程は、平成27年4月1日付けの組織改編に伴い制定権限が運営委員会に変更されたことに伴い、制定機関を運営委員会に変更し適用する。